

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p><u>第6節の2 個人番号等の提供（第33条の4・第33条の5）</u></p> <p>第7節（略）</p> <p>第2章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（58）（略）</p> <p>（59）共通番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下単に「個人番号」という。）又は同条第15項に規定する法人番号をいう。</p> <p><u>（60）個人番号等 個人番号、氏名及び住所をいう。</u></p> <p><u>（61）未届加入者 個人番号を付与された加入者のうち、直近上位機関に対して個人番号を届け出ていないものをいう。</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p><u>第6節の2 個人番号等の提供</u></p> <p><u>（個人番号等の請求）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第7節（略）</p> <p>第2章～第10章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（58）（略）</p> <p>（59）共通番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>第33条の4 <u>口座管理機関は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の13の4第2項の規定による個人番号等の請求をする場合には、機構があらかじめ通知した期間内に、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>（1）未届加入者の氏名及び住所</u></p> <p><u>（2）未届加入者の生年月日</u></p> <p><u>（3）口座管理機関が未届加入者から株式等振替制度において定める取扱いについての同意を得ている場合には、未届加入者の性別</u></p> <p><u>（4）その他規則で定める事項</u></p> <p>2 <u>間接口座管理機関は、機構に対する前項の通知を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の通知を受けた口座管理機関は、その直近上位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p>5 <u>機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合には、その内容を確認し、当該直接口座管理機関に対し、規則で定めるところにより、当該確認結果その他規則で定める事項を通知する。</u></p> <p>6 <u>前項の通知を受けた直接口座管理機関が第1項の請求に係る未届加入者の直近上位機関でない場合には、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該未届加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p><u>（口座管理機関への個人番号等の提供）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第33条の5 <u>機構は、前条第5項の規定による確認結果が正常なものである場</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>合には、地方公共団体情報システム機構に対して未届加入者に係る個人番号等を照会し、その結果を取得後に当該個人番号等の請求を行った直接口座管理機関に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知する。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項により、当該直接口座管理機関が未届加入者に係る個人番号等の請求を行った際に、機構に対して通知した事項</u></p> <p><u>(2) 地方公共団体情報システム機構から取得した未届加入者に係る個人番号等(ただし、機構が定める条件を満たしたものに限る。)</u></p> <p><u>(3) その他機構が定める事項</u></p> <p><u>2 前項の通知を受けた直接口座管理機関が前条第1項の請求に係る未届加入者の直近上位機関でない場合には、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であつて当該未届加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。</u></p> <p><u>4 口座管理機関は、第1項の事項の通知を受けたときは、第1項第2号に掲げる事項が、当該口座管理機関が前条第1項の規定により請求した未届加入者のものであるか否かの別を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(国税通則法施行規則で定める社債等)</u></p> <p><u>第287条の4 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)第11条の6第1項に規定する振替機関が業務規程で定める社債等は、振替株式等とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

2. 附則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

以上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 6 節 （略）</p> <p><u>第 6 節の 2 個人番号等の提供（第 33 条の 4）</u></p> <p>第 7 節 （略）</p> <p>第 2 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 加入者情報に関する取扱い</p> <p>（共通番号情報の通知）</p> <p>第 28 条の 2 （略）</p> <p>2 規程第 32 条の 3 第 1 項に規定する規則で定める場合は、同項第 2 号に掲げる事項について、口座管理機関が加入者からその届出を受けていない場合とする（<u>口座管理機関が、規程第 33 条の 5 第 4 項に基づき、同条第 1 項第 2 号の事項が未届加入者のものであることを確認した場合を除く。</u>）。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 節の 2 個人番号等の提供</u></p> <p>（個人番号等の請求）</p> <p><u>第 33 条の 4 規程第 33 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節～第 6 節 （略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第 7 節 （略）</p> <p>第 2 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 加入者情報に関する取扱い</p> <p>（共通番号情報の通知）</p> <p>第 28 条の 2 （略）</p> <p>2 規程第 32 条の 3 第 1 項に規定する規則で定める場合は、同項第 2 号に掲げる事項について、口座管理機関が加入者からその届出を受けていない場合とする。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

新	旧																																								
<p>は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>未届加入者の住所の市町村コード</u></p> <p>(2) <u>未届加入者を識別する情報</u></p> <p>(3) <u>同条第1項の個人番号等の請求に係る件数</u></p> <p>(4) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>2 <u>規程第33条の4第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>同条第1項又は第3項の規定により通知された事項の確認日</u></p> <p>(2) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>別表3 1～3 (略)</p> <p>4 加入者情報Web端末</p> <p>(1) 入力</p> <p>① 機構加入者からの入力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>個人番号等 提供依頼データ</td> <td>午前8時30分 から午後8時 まで</td> <td>規程第33条の4第1 項</td> <td>機構があらかじめ 通知した期間 内に入力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出力</p> <p>① 機構加入者への出力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	(略)				個人番号等 提供依頼データ	午前8時30分 から午後8時 まで	規程第33条の4第1 項	機構があらかじめ 通知した期間 内に入力	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	(略)				<p>別表3 1～3 (略)</p> <p>4 加入者情報Web端末</p> <p>(1) 入力</p> <p>① 機構加入者からの入力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出力</p> <p>① 機構加入者への出力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	(略)				(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	(略)			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考																																						
(略)																																									
個人番号等 提供依頼データ	午前8時30分 から午後8時 まで	規程第33条の4第1 項	機構があらかじめ 通知した期間 内に入力																																						
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考																																						
(略)																																									
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考																																						
(略)																																									
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																						
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考																																						
(略)																																									

新				旧			
受領確認書	午前8時30分 から午後8時 まで	規程第33条の4第 5項	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
個人番号等照会 結果データ	午前8時30分 から午後8時 まで	規程第33条の5第 1項	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2. 附則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

以上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表			
1. 機構加入者に対する手数料				1. 機構加入者に対する手数料			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)				(略)			
<u>個人番号等請求手数料</u>	共通	<u>個人番号等の請求を行った機構加入者</u>	請求 1 件につき 25 円	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
各種取次手数料				各種取次手数料			
各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権付社債 振替新株予約権 振替投資口 (削る) 振替優先出資 振替投	次の(1)から <u>(8)</u> までに掲げる取次ぎの請求を行う機構加入者 (1)～(7) (略) (削る) <u>(8)</u> (略) (削る)	取次ぎの請求 1 件につき 300 円 ただし、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎにあっては、各社債の金額 1 円につき 0.00006 円を加算する。	各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権付社債 振替新株予約権 振替投資口 振替新投資口 予約権 振替優先出資 振替投	次の(1)から <u>(10)</u> までに掲げる取次ぎの請求を行う機構加入者 (1)～(7) (略) <u>(8)</u> 振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎ (9) (略) <u>(10)</u> 振替新投資口予約権の新投資	取次ぎの請求 1 件につき 300 円 ただし、 <u>振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎにあっては、新株予約権行使により新規記録された振替株式 1 単位（1 単元に満たない数は切り上げる。）につき 60 円を、振替新投資口予約権の新投資口予約権行使請求の取次ぎにあっては、新投資口予約権行使により新規記録された振替投資口 1 売買単位（1 売買単位に満たない数は切り上げる。）につき 60 円を、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎにあっては、各社債の金額 1 円につき 0.00006 円を加算する。</u>

新				旧			
	資信託 受益権 振替受 益権				資信託 受益権 振替受 益権	口予約権行 使請求の取 次ぎ	
	振替新 株予約 権	振替新株予 約権の新株 予約権行使 請求の取次 ぎの請求を 行う機構加 入者	取次ぎの請求 1件につき 300円		(新設)	(新設)	(新設)
			新株予約権行使に より新規記録され た振替株式の数 (1単元に満たな い数は切り上げ る。)について	1単元につき			(新設)
			①300単元以下 の部分	60円			
			②300単元超3,00 0単元以下の部分	10円			
			③3,000単元超の 部分	1円			
	振替新 投資口 予約権	振替新投資 口予約権の 新投資口予 約権行使請 求の取次ぎ の請求を行 う機構加入 者	取次ぎの請求 1件につき 300円		(新設)	(新設)	(新設)
			新投資口予約権行 使により新規記録 された振替投資口 の数(1売買単位 に満たない数は切 り上げる。)につ いて	1売買単位につき			(新設)
			①300売買単位 以下の部分	60円			
			②300売買単位超 3,000売買単位以 下の部分	10円			
			③3,000売買単位 超の部分	1円			
			(略)				(略)
			(略)				(略)

新	旧
(注) 1.～15. (略) <u>16. 個人番号等請求手数料については、機構に対して請求した結果、機構から個人番号等が提供されない場合も徴収対象とする。</u> 2. ・ 3. (略)	(注) 1.～15. (略) (新設) 2. ・ 3. (略)

2. 附則

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

以上